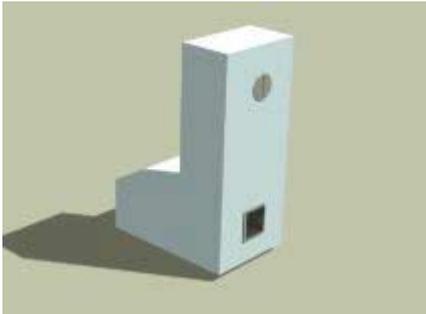


商品名等 (電気用品名等)	自動販売機用課金ボックス
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>用途、機能、性能 自動販売機の課金部分(金銭投入、釣銭返却等)を独立させた装置である。電源ユニットを持ち、自立できる形態であるが、両替機能等、当該装置単独で使用される機能は有しておらず、自動販売機と一体的に使用される。</p> <p>構造、仕様、意匠 電源ユニット、硬貨選別機、通信ユニット等で構成される。自動販売機本体とシリアル信号ケーブルで結ばれ、自動販売機からの信号により機能・動作するものである。</p> <p>主な使用者、販売先 自動販売機製造事業者等</p> 	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>当該課金ボックスは、「非対象」として取扱う。 なお、自動販売機として一体的に使用される場合は、全体で「自動販売機」として取扱う。</p> <p>(理由) 当該装置は、自動販売機の一部であって単体ではその機能を果たさないこと、及び、単体で該当する電気用品名がないことから、非対象として取扱うのが妥当と判断する。なお、自動販売機と一体的に使用される場合は、全体で自動販売機としての機能を果たすため、全体で「自動販売機」として取扱うのが妥当と判断する。</p>	